

2022年9月吉日

マイナンバーカードの取り扱いについて

マイナンバーカードを健康保険証として利用することが可能となりました。

限度額適用認定証/限度額適用・標準負担額減額認定証についても、保険者に申請なしに限度額が適用されます。

医療費助成制度（福祉医療費受給者証（重度、母子、父子、乳幼児、自立支援））については、引き続き証書の提示が必要となります。

※マイナンバーカードは、当病院でお預かりをすることはできませんのでご了承ください

※何かご不明な点がございましたら、医事課職員へお問い合わせください